

プレスリリース

2006年9月14日

各位

(社)全国貸金業協会連合会
協同組合連合会日本商店連盟
JCFA(日本消費者金融協会)
消費者金融連絡会

貸金業制度改正案への意見

(社)全国貸金業協会連合会(東京都港区 会長 石井恒男)、協同組合連合会日本商店連盟(東京都港区 会長 穴口昭三)、JCFA(日本消費者金融協会)(大阪市北区 会長 木下盛好)、消費者金融連絡会は本日、自由民主党の貸金業制度等に関する合同会議において、9月11日に示された政府提案等に対し、以下、1~4の意見を発表いたします。

1. 不安定な“みなし弁済規定”(いわゆるグレーゾーン)の整備または撤廃に賛成します。
2. 貸金業制度改革における金利規制の見直しは慎重を期すべきであり、優先すべき重要課題は「参入規制適正化(登録要件強化等)」および「行為規制整備(自主規制機関の機能強化、書面交付規定、みなし弁済規定の整備等)」であると考えます。
3. 小口短期策、総量規制策は、実効性に乏しく、急激な信用収縮を緩和させることにはつながらないと考えます。
4. 過度な金利の引き下げは、資金需要者、事業者の双方にデメリットをもたらすと考えます。
 - 多くの資金需要者が信用供与の停止・制限を受けることとなる
 - 事業規模に関わらず経営が立ちゆかなくなる可能性が高くなり、資金需要者の保護を推進することが困難となる
 - クレジット・カウンセリングを整備することが困難
 - 機能する自主規制機関をつくることが困難
 - 信用情報機関の機能強化が困難

一方、消費者を保護し、経済成長を促すとともに、健全な消費者信用市場の創出を目的とする上で、以下の整備が必要であると考えます。

- 多重債務問題の解決：セーフティネット(金銭教育の充実、カウンセリング機関の拡大、司法支援機能の向上)の早期構築
- 自主規制機関の強化：管理監督、法令遵守における体制強化を目的とした、新たな業務監視機能の導入
- 信用情報機関の整備：より正確な審査を可能とすることによる、過剰貸付の防止

以上

< 本件に関する問い合わせ先 >

(社)全国貸金業協会連合会	TEL 03(3452)8171	
協同組合連合会日本商店連盟	TEL 03(3433)3994	
JCFA(日本消費者金融協会)	TEL 03(3507)5555	(JCFA 東京本部)
消費者金融連絡会	TEL 03(3365)8030	((株)武富士 広報部)
	TEL 03(5533)0861	(アコム(株)広報部)
	TEL 03(3213)2545	(プロミス(株)広報部)
	TEL 03(4503)6050	(アイフル(株)広報部)
	TEL 03(5157)3411	(三洋信販(株)広報部)